

## 医療福祉拠点 人材養成機能整備等に係る事業候補者募集 質問と回答

No	質問箇所	質問	回答
1	P11 ⑤	「賑わい創出」施設の整備について、事業者の提案に基づいて事業を行う場合、その経費負担は滋賀県となるのか、また、運営は滋賀県が行うのか。	提案内容に応じて、相応しい事業主体や事業スキームを協議・検討していくことになりますが、医療福祉拠点における賑わい創出については、県として主体的に進めていくこととしており、事業者の意向も踏まえながら、県の関わりを前向きに検討したいと考えています。
2	P11 ⑤	説明会において、賑わい創出のイメージとして、「こども」「まなび」「図書」などのテーマにもとづく施設を検討されており、事業候補者から様々なアイデアをいただきて一緒に考えていきたいとの説明があったが、今回の提案では当該内容について審査を行わないとしているため、あくまでもテーマに沿った考えられる提案を行うのみで、事業候補者が実現するものではないという理解でよいか。	賑わい創出に係る事業主体の考え方はNo1のとおりですが、立地する大学の魅力化につながるものとの視点でも検討したいと考えており、大学の関与の有無にかかわらず、期待されている内容等があれば、参考にご意見をお聞きしたいと考えています。
3	P5 (6) ①	貸付対象地に関する「人材養成機能の整備および賑わい創出は、（仮称）第ニ大津合同庁舎を除く約4,700㎡を活用して行う予定であり、大学に係る施設の敷地は、令和6年度公告時の2,600㎡程度を想定する。貸付面積は、事業候補者とともに貸付予定地の活用方法等を決定したのちに、定める。」の考え方について、P1の2. 公募事業の概要、(1)基本的考え方において「看護職の養成を行う学部・学科等の設置に係る詳細な検討ならびに、医療福祉拠点エリア全体の土地利用の方針について県とともに検討する事業候補者（以下、「事業候補者」という。）を選定する。」とあることから、エリア全体4,700㎡の中での大学にかかる施設の敷地2,600㎡の区画設定については、令和6年度公告時の区画形状を基本としつつ、事業候補者の提案（大学施設+賑わい創出）により、区画形状や面積等に関してある程度柔軟に対応してもらえるものとして考えてよいのか。あるいは令和6年度公告時の区画形状は固定でその範囲での提案を想定されているのか。	募集要項に記載している「約2,600㎡程度」という面積はあくまで参考値であり、その規模に限定されるものではありません。ただし、約4,700㎡の全てを利用することは、全体の土地利用上、想定していません。
4	P3 (5) ①	「大学等の用に供する施設」について、食堂やコンビニ等、看護学部以外にかかる施設は補助の対象外となるか。また、借用敷地内に別の用途の建物を建築した場合、補助の対象外となるか。	食堂、売店や寄宿舎等、学生や学校関係者の利用を想定した施設で、学校施設の一部とみなせるものは補助の対象となります。しかし、それ以外を目的とした建物は補助対象から除外することになります。
5	P3 (5) ①	1行目後段の「初度整備」とはどういう意味で、どこまでの範囲のことを指しているのか。	看護職の人材養成や学校教育の一部に付随して行われる事業を実施するため必要な建物や設備等、学部開設にかかる費用の支援となります。なお、学部開設に必要な機器類については、学年進行に合わせた購入など複数年度にわたる場合であっても、支援の上限額の範囲内で対象とすることを考えています。

## 医療福祉拠点 人材養成機能整備等に係る事業候補者募集 質問と回答

No	質問箇所	質問	回答
6	P3 (5) ①	初度整備に要する経費の1/2補助は、同年度に補助金が全額交付されるのか。または実績報告をもって、翌年度に全額交付となるのか。	補助金の交付方法は原則実績報告に基づく精算払となり、交付する年度は実績報告の時期によって、当該年度か次年度かが変わってきます。なお、複数年度にわたる工事の場合、進捗に応じて年度ごとに交付することができるよう考えています。 また、実績報告の前に交付する概算払を希望される場合は、工事計画や工事状況、法人の資金状況等を踏まえて、概算払することができるかどうか判断することになります。
7	P4(5)④	「関係の医療機関」とはどこまでの範囲を指すか。県立のみを指すのか、国立や市立等の公立、私立が含まれるのか。	設置主体を問わず県立以外も含みます。
8	P4(5)④	「関係の医療機関」に含まれない医療機関（県内外問わない）との調整について、滋賀県に協力してもらえるのか。	県内の医療機関との調整は県が主体的に行います。また、県外の医療機関については、関係性が希薄なため、主体的に行うことは難しいですが、当該プロジェクトの事業主体として必要な協力をさせていただきます。
9	P11(3)⑤	「別地キャンパス」とは、今回新設するキャンパスを指すのか、あるいは既設キャンパスを指すのか。	今回新設するキャンパス（大津市）です。
10	その他	滋賀県第二大津合同庁舎の建築にあたり、日照や渋滞の懸念があるとして、自治会長が知事宛に要望書を提出された記事を見たが、その後、近隣住民へ説明され、現在どのような状況であるのか。	（仮称）第二大津合同庁舎の新築に関して、令和6年度に近隣住民の皆様向けに実施設計の内容等に係る説明会を3回開催しました。令和7年度には、着工に先立ち9月と10月に工事内容等に係る説明会を行っており、今後も必要に応じて説明会を開催することとしています。なお、大学等の施設整備を進める際には、県と事業者が協力しながら、近隣住民の皆様への説明を丁寧に行っていくことを考えています。
11	その他	本事業に伴って既存敷地境界の変更が生じると思われるが、それについての「開発許可」申請を事業者側で行うのか。その場合、2029年4月開設のスケジュールは成立しない可能性が高いと思われる。	質問で想定されているケースは詳細が不明ですが、一般的に開発許可申請は、開発行為を行う事業者において行うことになります。県としては、必要に応じて技術的な支援をさせていただきます。開設時期については、状況に応じてご相談させていただきます。なお、必要に応じて土地を分筆し、貸付契約を行う予定です。